改　正　後

（停船命令）

第五条　（略）

２　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一　信号旗Ｌを掲げること。

二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三　投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

３　（略）

（海洋水産資源開発促進法施行規則の一部改正）

第十五条　海洋水産資源開発促進法施行規則（昭和四十六年農林省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改　正　後

（同意の手続）

第八条　（略）

２　（略）

３　前項前段の場合において、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

４　前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

５・６　（略）

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後

（農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種）

第二条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

一　遠洋底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。）第二条第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

二　かつお・まぐろ漁業（漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの

改　正　前

（停船命令）

第五条　（略）

２　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一　信号旗Ｌを掲げる。

二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三　投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

３　（略）

改　正　前

（同意の手続）

第八条　（略）

２　（略）

３　前項前段の場合において、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

４　前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

５・６　（略）

改　正　前

（新設）